

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 6 月 29 日 (金) 第3429号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (※) (市町村課取扱い) 1
- 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 1
- ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例 (※) (観光課取扱い) 5

条 例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第35号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例 (平成12年鹿児島県条例第7号) の一部を次のように改正する。

別表くらし保健福祉部の表3の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (15) 省令第9条の15の2の規定による医師の宿直の特例に係る体制が確保されていることの確認

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第36号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県税条例の一部改正）

第1条 鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第41条第4項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

第59条第1項中「消費等」の次に「（第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の地方税法施行規則第8条の2の3に規定するものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として令第39条の9の2第4項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第59条に次の1項を加える。

4 前2項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算その他これらの規定の適用については、令第39条の9の2に規定するところによる。

第59条の2中「860円」を「930円」に改める。

附則第6条の6第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

第2条 鹿児島県税条例の一部を次のように改正する。

第59条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 鹿児島県税条例の一部を次のように改正する。

第59条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第59条の2中「930円」を「1,000円」に改める。

第4条 鹿児島県税条例の一部を次のように改正する。

第59条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第59条の2中「1,000円」を「1,070円」に改める。

第5条 鹿児島県税条例の一部を次のように改正する。

第59条第1項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

（鹿児島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例（平成27年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第5号中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附則第6条第1項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に改め、同条第2項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「204円」を「274円」に改める。

（半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第7条 半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和61年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第39条第1項から第3項まで」を「第39条」に改める。

附則第2項中「平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る」を削り、「第39条第1項から第3項まで」を「第39条」に改める。

附則第3項中「平成30年3月31日」を「県税条例附則第6条の4に定める期間の末日」に改める。

（原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第8条 原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年鹿児島県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第39条第1項から第3項まで」を「第39条」に改める。

附則第2項中「平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る」を削り、「第39条第1項から第3項まで」を「第39条」に改める。

附則第3項中「平成30年3月31日」を「県税条例附則第6条の4に定める期間の末日」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条及び第8条並びに次項の規定 公布の日
- (2) 第2条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第1条中鹿児島県税条例第41条第4項の改正規定 平成32年4月1日
- (4) 第3条及び附則第5条の規定 平成32年10月1日
- (5) 第1条中鹿児島県税条例第23条の改正規定及び次条の規定 平成33年1月1日
- (6) 第4条及び附則第6条の規定 平成33年10月1日
- (7) 第5条及び附則第7条の規定 平成34年10月1日

2 第7条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例附則第3項の規定及び第8条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例附則第3項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（県民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例第23条の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に鹿児島県税条例第57条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第5条第2項及び附則第6条第2項において「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法第74条第1号に規定する製造たばこ（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第12条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する鹿児島県税条例第57条第1項に規定する卸売販売業者等（以下この項、附則第5条第2項及び附則第6条第2項において「卸売販売業者等」という。）又は地方税法等改正法第1条の規定による改正後の地方税法（附則第5条第2項において「新法」という。）第74条第1項第4号に規定する小売販売業者（以下この項、附則第5条第2項及び附則第6条第2項において「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第5条第2項及び附則第6条第2項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみ

なして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

第4条 平成31年10月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 別段の定めがあるものを除き、平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下この項及び次条第2項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

第6条 別段の定めがあるものを除き、平成33年10月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

第7条 平成34年10月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

.....

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成30年6月29日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第37号

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例
(設置)

第1条 国内外で活躍する陸上競技の選手が行う合宿を誘致するとともに、県民にスポーツに取り組む場を提供することにより、県民のスポーツに関する競技力の向上及びスポーツを通じた本県観光の振興に資するため、陸上競技の専門的トレーニングの拠点となる公の施設として、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅（以下「トレーニングセンター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 トレーニングセンターは、曾於郡大崎町に置く。

（指定管理者による管理）

第3条 知事は、法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にトレーニングセンターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) トレーニングセンターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- (2) トレーニングセンターの施設を利用した合宿の誘致及びその受入れ並びにスポーツ事業の企画及び実施に関する業務
- (3) トレーニングセンターの施設の利用の許可に関する業務
- (4) トレーニングセンターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理に関して知事が必要と認める業務

（休場日）

第5条 トレーニングセンターの休場日は、1月1日及び12月31日とする。

2 指定管理者は、トレーニングセンターの管理上必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、前項に規定する休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

（利用時間）

第6条 トレーニングセンターの利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第3項に規定する利用者から、あらかじめ利用時間外の利用の申出があり、指定管理者がトレーニングセンターの管理上支障がないと認めたとき。
- (2) 指定管理者が、知事の承認を受けて、トレーニングセンターの管理上の必要により利用時間を変更するとき。

（利用の許可等）

第7条 トレーニングセンターの施設で次に掲げるものを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 陸上競技場
 - (2) 多目的グラウンド（芝生又は砂で整備された走路部分を含む。）
 - (3) 投てき練習場
 - (4) 室内競技場
 - (5) 体育館
 - (6) トレーニングルーム
 - (7) 多目的ホール
 - (8) 会議室
- 2 指定管理者は、トレーニングセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。
- 3 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用許可に係る施設（以下「許可施設」という。）の利用を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を与えないことができる。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) トレーニングセンターの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上支障があると認められるとき。
- （利用許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は許可施設の利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が利用許可の内容又は利用許可に付された条件に違反したとき。
 - (2) 利用者がこの条例の規定に違反したとき。
 - (3) 利用者が不正の手段によって利用許可を受けたとき。
 - (4) 公益上特に必要があると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上特に必要があると認めるとき。
- 2 指定管理者が前項の規定による処分をした場合において、当該処分により利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号又は第5号に該当することにより当該処分がなされた場合は、この限りでない。
- （利用料金）

第9条 利用者は、指定管理者の定める利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、前納しなければならない。
- 3 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

これを変更しようとする場合も同様とする。

5 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金がトレーニングセンターと規模、形態等において類似の施設の同種の料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

7 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還する。

(1) 前条第1項第4号又は第5号に該当することにより利用許可が取り消されたとき。

(2) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により許可施設の利用が不能となったとき。

(3) 利用者が利用開始前に利用許可の取消しを申し出て、指定管理者がこれを認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めたとき。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(行為の禁止)

第11条 トレーニングセンターにおいては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) トレーニングセンターの施設を損傷し、汚損し、又は滅失する行為

(2) たき火その他危険な行為

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理上支障となる行為

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為を行った者に対し、当該行為を制止し、又はトレーニングセンターからの退去を命ずることができる。

(施設の原状変更の禁止)

第12条 利用者その他トレーニングセンターを利用する者は、トレーニングセンターの施設の原状を変更してはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によりトレーニングセンターの施設の原状を変更した者は、指定管理者の指示に従い、トレーニングセンターの施設の利用終了後直ちに原状に回復しなければならない。

(行為の制限)

第13条 トレーニングセンターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真の撮影、録画その他これらに類する行為をすること。

(3) 展示会、集会その他これらに類する催しを開催すること。

2 指定管理者は、トレーニングセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者は、当該行為を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(損害賠償)

第14条 第11条第1項各号に掲げる行為を行った者が、当該行為により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。第12条の規定に違反してトレーニングセンターの施設の原状を変更し、又は原状回復を怠った者も、同様とする。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条第1項の規定に違反してトレーニングセンターの施設を利用した者

(2) 第11条第2項の規定による指定管理者の制止に従わず、又は命令に違反した者

(3) 第12条の規定に違反してトレーニングセンターの施設の原状を変更し、又は原状回復を怠った者

(4) 第13条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第9条第3項から第5項までの規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条第3項から第5項までの規定の例により行うことができる。